

3. 共済組合の遺族

(1) 遺族の範囲（法第2条、施行令第4条、運用方針法第2条関係施行令第4条）

組合員の遺族とは、組合員又は組合員であった者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものをいう。

「その者によって生計を維持していたもの」とは、当該組合員又は組合員であった者の死亡の当時その者と生計を共にしていた者のうち、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として総務大臣が定める者をいう。

この場合において、子又は孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間であって、まだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であった者の死亡の当時から引き続き法第84条第2項に規定する障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であった者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合も含まれる。

(2) 遺族の順位（法第45条・第46条）

給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順位とする。

- ① 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

なお、給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、その給付はその人数によって等分して支給する。

(3) 遺族の認定手続

遺族の認定を受けようとするときは、所得に関する書類、戸籍謄本、生計関係証明書（用紙は組合に請求）等を組合に提出する。